

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

空港施設株式会社 第3回無担保私募債に対して Green1 を付与

| | | |
|------|---|------------------------------|
| 評価対象 | ： | 空港施設株式会社 第3回無担保社債（適格機関投資家限定） |
| 分類 | ： | 私募債 |
| 発行額 | ： | 1億円 |
| 利率 | ： | 0.240% |
| 発行日 | ： | 2020年11月30日 |
| 償還日 | ： | 2025年11月30日 |
| 償還方法 | ： | 満期一括償還 |
| 資金使途 | ： | 太陽光発電設備の建設資金に対する新規投資 |

<グリーンボンド評価結果>

| 総合評価 | Green 1 |
|---------------|---------|
| グリーン性評価（資金使途） | g 1 |
| 管理・運営・透明性評価 | m 1 |

第1章：評価の概要

空港施設株式会社は1970年2月に設立された、東京国際空港(羽田空港)を中心とし、北は新千歳空港から南は那覇空港に至る国内主要空港における空港に必要な施設と機能の建設、運営管理を主業とする会社である。いずれも空港における多目的総合ビル、格納庫および整備工場棟の賃貸を行う不動産賃貸事業のほか、地域冷暖房を提供する熱供給事業（グループ会社である東京空港冷暖房株式会社によって実施）、上下水道施設や共用通信サービスの提供、遊休地での太陽光発電等を行う給排水運営その他事業を営む。近年は空港における各種事業のほか、空港外の一般ビル賃貸事業にも進出している。

空港施設は企業理念として「革新と創造を不断に生み、時代の変化と要請を先取して発展するとともに、企業価値を向上させること」や「顧客に喜ばれ社会に認められる価値を常に提供し、頼られ信用され

る会社になること」等を掲げており、それらの経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向けた ESG への誠実な取り組みおよび SDGs への貢献を目標とした各種の施策を実施している。

今回評価対象となる私募債（本私募債）の資金使途は自家消費用太陽光発電設備の建設資金に対する新規投資である。同設備は設置および稼働に関して必要な対応が行われているほか、年間 CO₂ 排出削減量は約 585t-CO₂/年と見込まれる。また、空港施設は適切な許認可申請や社内における影響把握・対応体制の構築を通じ、事業実施に際して想定される環境への負の影響を特定し、適切な回避・緩和策を講じている。以上より、JCR は本私募債の資金使途について、環境改善効果を有すると評価している。

資金使途の選定については、グリーンファイナンス・フレームワークに定められたプロセスに従って評価・選定が行われ、空港施設の経営陣によって承認が行われる。本私募債によって調達された資金は自家消費用太陽光発電設備の建設資金に全額が紐付けられるほか、追跡管理および内部統制にかかる体制についても十分に構築されている。資金の充当状況および環境改善効果にかかるレポーティング内容についても適切なものとなっている。したがって、JCR は本私募債について、調達資金に関する管理運営体制が確立されているとともに、投資家に対する透明性を有するものであると評価した。

この結果、本私募債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

JCR は本私募債について、グリーンボンド原則¹および環境省によるグリーンボンドガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると評価している。

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版 http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本私募債の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a.プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の100%が自家消費用太陽光発電設備の建設資金に対する新規投資であり、環境改善効果を有する。

本私募債による調達資金は以下に記載した自家消費用太陽光発電設備(本発電設備)の建設資金に対する新規投資にすべて充当される。本発電設備は2020年の着工および稼働開始を予定している。年間発電量および年間CO₂排出削減量の想定は空港施設提供の資料に基づく。各種条件を加味した現時点の事業計画における年間発電量は約1,195,302 kWh、年間CO₂排出削減量は約585t-CO₂/年となる見込みである。

本発電設備はいずれも湾岸地域に設置されるものであり、強風の影響を受ける。この点について、空港施設は設計会社による構造計算、屋根強度、風圧力シミュレーション等の結果をもとに確認を行い、稼働に問題が無いと判断できるパネルの選定および設置にかかる設計を行っている。また、特に風圧力の大きい上屋屋根隅角部には太陽光発電パネルを設置しないといった対策を行っている。JCRは本発電設備について、強風の影響に関する上記の事項のほか、設置および稼働に関するその他の懸念点が無いことをヒアリングにより確認した。

したがって、JCRは本私募債の資金使途について、CO₂排出削減による環境改善効果を有するものであると評価している。

(対象事業の概要)

| プロジェクト名 | 設置箇所 | 発電出力(kW) | 年間発電量(kWh/年) | 年間CO ₂ 排出削減量(t-CO ₂ /年) |
|--------------------------|---------------------|----------|--------------|---|
| 羽田空港貨物地区 自家消費用太陽光発電事業 | 国内貨物上屋 東側貨物地区E4棟 | 834 | 872,425 | 427 |
| 同上 | 国内貨物上屋 西側貨物地区W1棟 | 308 | 322,877 | 158 |

※年間CO₂排出削減量計算方法 = 年間発電量 × 排出係数(東京都環境局 特定温室効果ガス排出量算定報告書(平成31年4月版)による値)

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「再生可能エネルギー」に該当する。

2018年に閣議決定された第5次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとして位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等に様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点やCO₂を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は2030年・2050年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

太陽光発電は同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった再生可能エネルギーに存在する課題を克服し、その可能性を発揮することが期待されている。太陽光発電は発電時にCO₂を排出しないのみならず、発電装置の工場製造時におけるCO₂を考慮したライフサイクルCO₂排出量で比較しても火力発電の数十分の一であり、そのCO₂排出削減効果は大きい。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。空港施設が本私募債の資金使途としている太陽光発電設備は、そうした再生可能エネルギーの導入に貢献するものであり、グリーンボンド原則・グリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策課題の解決にも資するものである。

b. 環境に対する負の影響について

空港施設は、本プロジェクトに関して、環境に対する負の影響について、法令および諸規則を遵守するほか、同社に設置された工事等審査委員会における検討等を行っている。JCRは空港施設が適切な許認可申請や社内における影響把握・対応体制の構築によって環境に対する負の影響を特定し、適切に回避・緩和措置を講じていると評価している。

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



3 すべての人に健康と福祉を

目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



8 働きがいも経済成長も

目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



11 住み続けられるまちづくりを

目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



13 気候変動に具体的な対策を

目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本私募債を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

空港施設は本私募債が参照するグリーンファイナンス・フレームワークにおいて、持続可能な社会の実現に向けたESGへの誠実な取り組みおよびSDGsへの貢献を目標に掲げている。環境面ではエコエアポート³実現に向けた地域冷暖房事業等の取り組みのほか、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出削減を通じた地球温暖化への対応に積極的に取り組むとしている。

本私募債の資金使途は、本発電設備の建設資金に対する新規投資に充当される予定であり、再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出削減を通じた地球温暖化防止に貢献するものである。JCRは本私募債の資金使途について、空港施設がグリーンファイナンス・フレームワークにおいて掲げる目標および環境面と整合的であることを確認した。

b. 選定基準

空港施設は本私募債が参照するグリーンファイナンス・フレームワークにおいて、資金使途の選定基準を以下の通り定めている。

適格性基準

資金充当対象プロジェクトは、当社の工事等審査委員会で審議されるリスク検証に対し適格とされ健全な事業運営が期待できるプロジェクトであって、以下を満たすものとする。

- ・対象設備の建設・設置にあたり、法令および諸規則を遵守することについて、適用される法令を確認したうえで必要となる手続きが行われていること
- ・プロジェクトへの投資は、関連グリーンボンドの発行日から遡って3ヶ月以内に行われたものであること

JCRは上記選定基準について、本私募債の資金使途を環境改善効果を有するプロジェクトに限定するものであり、適切であると評価している。

c. プロセス

プロジェクトの選定については、社内の工事等審査委員会担当部（施設部）の協力のもと、財務部によって評価および選定が行われる。また、各種工事の実行については金額に応じて工事等審査委員会での審議が行われる。同委員会における審議では工事費の妥当性や工事に関するリスク等が検討され、グリーン性の高い工事については取り組み意義へのプラス要素として考慮される。

³ 空港および空港周辺において、環境の保全および良好な環境の創造を進める対策を実施している空港（平成26年3月国土交通省航空局『エコエアポート・ガイドライン』より）

本私募債の資金使途を本発電設備とすることは、工事等審査委員会での審議および財務部による評価・選定ののち、常勤取締役・監査役等で構成される経営戦略会議での審議、社長等による確認を経て決定された。

JCRは、プロジェクトの選定プロセスについて、経営陣が適切に関与していると評価している。

なお、上記の目標、選定基準およびプロセスは、本レポート等で投資家に開示される予定であり、投資家に対する透明性は確保されている。

2. 資金管理の妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドの発行により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

- a. 本私募債で調達される資金は本発電設備の建設資金に対する新規投資に全額充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。また、本私募債は当該建設資金の支払時期直前に合わせて発行され、調達した資金は速やかに充当が行われる予定である。
- b. 本私募債で調達される資金は財務部によって追跡管理が行われる。本発電設備の建設に関する支払は担当部署の部長によって承認ののち、支払が行われる。本発電設備の建設に関する稟議書や報告書、請求書、領収書といった支払に関する証憑に基づき、財務部は追跡管理を行う。
- c. 支払に関する証憑は本私募債の償還期間まで適切に保存される予定である。
- d. 本私募債で調達される資金の追跡管理については年次の監査対象となっており、内部監査および外部監査によって支払に関する証憑が確認される予定である。
- e. 本私募債で調達される資金は本発電設備の建設資金に対する新規投資に全額充当されるまでの間、当座預金によって管理される予定である。未充当資金の管理・運用方法については本私募債発行時の発行書類等で投資家に開示される予定である。

JCR は空港施設の資金管理について、資金の充当計画が適切に策定されており調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当されること、追跡管理が適切に実施されること、追跡管理にかかる内部統制が適切に図られていること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことを踏まえ、資金管理体制は適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本レポートにおいて開示されており、投資家に対する透明性は確保されている。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

空港施設は、発行時における調達資金の充当状況について、ウェブサイト上で開示する予定である。また、調達資金が全額充当されるまでの間、投資家に対して未充当金額を年次で開示する予定である。

本私募債償還までの間に対象資産の処分等が発生し、再充当の必要がある場合には、空港施設は投資家にその旨を速やかに開示するとともに、適格性基準を満たす他のグリーンプロジェクトに資金を再充当する予定である。本私募債で調達した資金を再充当する場合、空港施設は調達資金全額の充当が完了するまでの間、投資家に対して年次で開示を行う予定である。

b. 環境改善効果にかかるレポーティング

空港施設では、調達資金が充当された太陽光発電事業について、環境改善効果にかかるレポーティングを行う予定である。レポーティングは以下の指標を KPI(key performance indicator)とし、発行時に出力規格に基づく理論値をウェブサイト上で開示する。加えて投資家に対しては本私募債償還までの間、半年毎に実績値を開示する予定である。

- ・グリーンプロジェクトによる CO₂ 排出削減量
- ・グリーンプロジェクトによる発電量

JCR は、本件が私募債についてのレポーティングであることに鑑みると、資金の充当状況および環境改善効果の両方について詳細かつ実効性のある形で開示される計画であり、適切な内容であると評価している。

4.組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド調達方針・プロセス・グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

空港施設は企業理念として「革新と創造を不断に生み、時代の変化と要請を先取して発展するとともに、企業価値を向上させること」や「顧客に喜ばれ社会に認められる価値を常に提供し、頼られ信用される会社になること」等を掲げている。空港施設は上記経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向けた ESG への誠実な取り組みおよび SDGs への貢献を目標とした施策を中期経営計画（2019～2021 年度）に織り込んでいる。

空港施設は中期経営計画（2019～2021 年度）における環境面での施策として、SD⁴プラントによる排水基準に即した汚水処理やエコエアポート実現に向けた地域冷暖房事業等の取り組みのほか、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による CO₂ 排出削減を通じた地球温暖化への対応を行っている。それらの施策は空港内施設という特殊性に十分配慮したうえで積極的に実施されており、短絡的に環境と空港の二者択一を求めるのではなく、環境との調和のもとに空港の発展を図るという持続的発展の考え方に基づくものであり、空港施設の企業理念とも整合的である。

空港施設は上記環境面での施策のなかでも、とりわけ再生可能エネルギーの活用について、全社的な重要課題として長期的に取り組んでいる。同社は 2013 年度の本三里塚ソーラー発電所設置を皮切りとし、鹿児島空港格納庫および倉庫屋上、岐阜瑞浪ソーラー発電所、東京流通センター物流ビル B 棟屋根ソーラー発電所と複数の太陽光発電の実績を積み重ねるとともに、太陽光発電に関する知見やノウハウの蓄積を行っている。本私募債の資金使途である本発電設備はそれらの先例によって蓄積された知見やノウハウを活用するとともに、未利用の貨物上屋屋根を用いて貨物倉庫の消費電力を再生可能エネルギーへと転換するものであり、同社の再生可能エネルギー活用に関する施策の集大成であると位置づけられる。

空港施設が事業活動において環境への影響を重視する姿勢は、同社の体制面でも裏付けられている。同社は環境保全活動に関する諸方針の決定および基本的事項について協議する場として、環境対策委員会を年に 2 回開催している。同委員会は副社長を委員長、関係部署の役員を構成員とするものであり、経営陣が主体となって事業活動における環境への影響を重視する体制が整備されている。また、同社総務部には環境対策の計画・立案および実施といった環境対策業務を専門的に扱う環境・安全推進課が設置されており、同社の事業活動において環境に対する専門的知見を提供しているとともに、本私募債が参照するグリーンファイナンス・フレームワークの策定や本私募債の資金使途選定にも関与している。

以上から、JCR は空港施設の経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署との連携によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

⁴ Sanitary Disposal の略称

■評価結果

本私募債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金用途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。また、本私募債は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

| | | 管理・運営・透明性評価 | | | | |
|---------|----|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | | m1 | m2 | m3 | m4 | m5 |
| グリーン性評価 | g1 | Green 1 | Green 2 | Green 3 | Green 4 | Green 5 |
| | g2 | Green 2 | Green 2 | Green 3 | Green 4 | Green 5 |
| | g3 | Green 3 | Green 3 | Green 4 | Green 5 | 評価対象外 |
| | g4 | Green 4 | Green 4 | Green 5 | 評価対象外 | 評価対象外 |
| | g5 | Green 5 | Green 5 | 評価対象外 | 評価対象外 | 評価対象外 |

■評価対象

発行体：空港施設株式会社（証券コード：8864）

【新規】

| 対象 | 発行額 | 発行日 | 償還日 | 利率 | 評価 |
|---------------------|-----|-------------|-------------|--------|--|
| 第3回無担保社債（適格機関投資家限定） | 1億円 | 2020年11月30日 | 2025年11月30日 | 0.240% | JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1 |

（担当）梶原 敦子・垣内 洋椰

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマースパペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル